

非課税上場株式等管理および非課税累積投資にかかる期限

〔非課税上場株式等管理および非課税累積投資の期限〕

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 に定める期限は次のとおりとします。

非課税上場株式等管理および非課税累積投資の変更期限は、その年の 11 月の最終営業日の前営業日